

# 袖ヶ浦市行政経営計画

[第5次行政改革大綱]

(平成22年度～平成26年度)

平成22年3月

袖ヶ浦市

## 計画の概要

1 計画策定の背景と必要性	4
(1)これまでの取組み	4
(2)地方公共団体を取り巻く状況	5
(3)新たな行政運営の必要性	5
2 行政運営上の本計画の位置付け	5
(1)行政改革大綱としての位置づけ	5
3 計画期間	6
4 本市が目指す新しい行政運営	6
5 取組みの柱	7
(1)市民の視点に立った行政運営	7
(2)機能的な執行体制づくり	7
(3)安定した行財政運営の確立	7
6 計画の構成	8

## 計画の推進項目及び主要施策

### 1 市民の視点に立った行政運営

1 市民サービスの向上	9
2 民間活力の積極的な活用	9
(1)民間委託の推進	9
(2)指定管理者制度の活用	9
(3)P F I 事業の導入検討	10
3 電子自治体の推進	10
4 市民協働の仕組みづくり	10
(1)市政への市民参画の推進	10
(2)市民活動の促進	11
5 市政情報の発信	11

## 2 機能的な執行体制づくり

1 市の経営について協議する仕組み	1 2
2 組織マネジメントの強化	1 2
(1)庁内分権の推進	1 2
(2)組織管理の強化	1 3
(3)施策マネジメントの仕組み	1 3
3 行政組織機構の見直し	1 3
4 組織の活性化と職員の質の向上	1 4
(1)職員のやる気を高める仕組みづくり	1 4
(2)職員の能力・資質の向上	1 4

## 3 安定した行財政運営の確立

1 財政状況の公表	1 5
2 歳入の確保及び受益者負担の適正化	1 5
(1)市税の確保	1 5
(2)資産の有効活用	1 6
(3)受益者負担の適正化	1 6
(4)財源の確保	1 6
3 事務事業等の簡素・合理化による歳出の適正化	1 6
(1)事務事業の見直し	1 6
(2)補助金・負担金等の見直し	1 7
(3)公共施設の維持管理等の見直し	1 7
(4)特別会計への繰出金の抑制	1 7
(5)公共工事コストの見直し	1 7
(6)入札制度の見直し	1 7
4 職員の定員管理と給与等の適正化	1 8
(1)定員管理の適正化	1 8
(2)人件費等の抑制	1 8

## 地方公営企業等について

1 水道事業	19
2 公共下水道事業	19
3 農業集落排水事業	20
4 土地開発公社	20

## 推進体制

1 計画の進行管理	21
2 計画の進捗状況の公表	21

<u>用語集</u>	22
------------	----

# 計画の概要

## 1 計画策定の背景と必要性

### (1) これまでの取組み

本市では、昭和60年に「袖ヶ浦町行政改革大綱」を策定し、行政改革への取組みを開始して以来、平成21年までを推進期間とした第4次行政改革大綱まで、20年以上の期間にわたって行政改革への取組みを継続してきました。

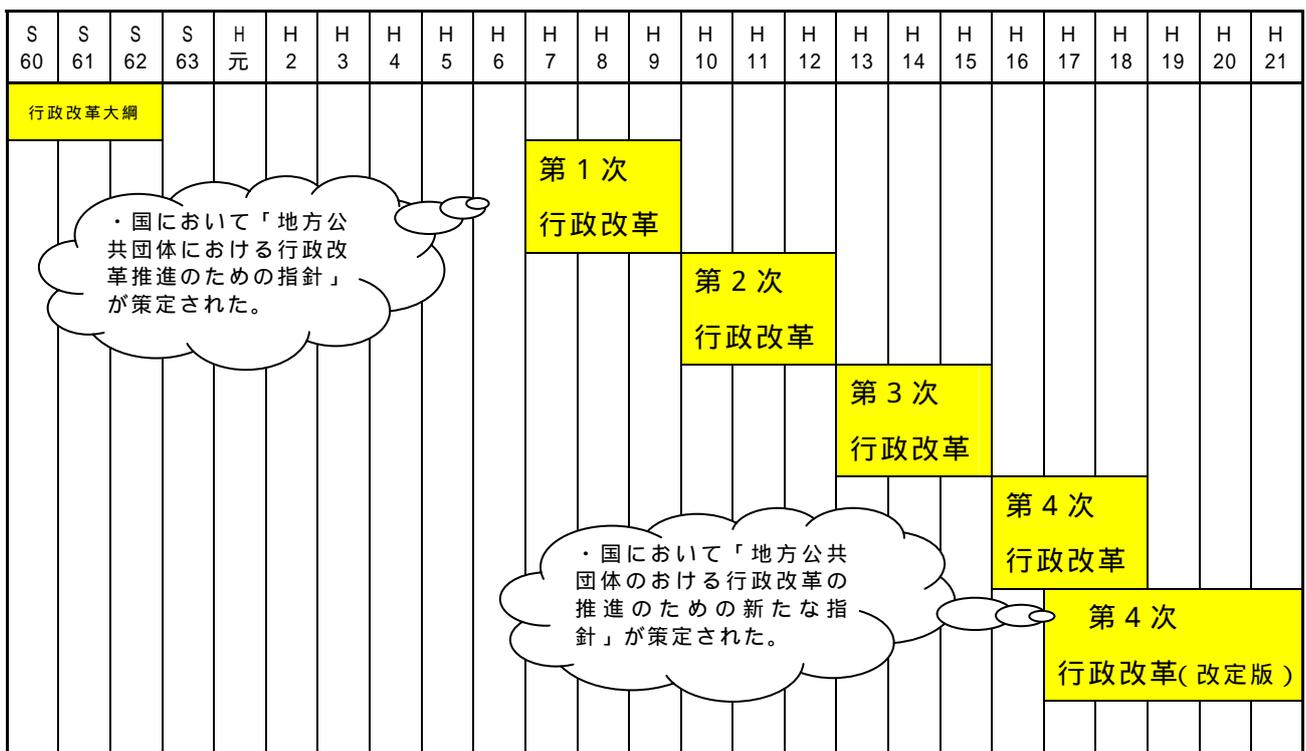
この結果、事務事業の見直しや民間委託の推進、職員定数の削減などをはじめとして、効率的な行政運営や市民サービスの向上に一定の成果をあげてきたところであります。

しかし、経済状況の変動などによる住民ニーズの変化・多様化、少子・高齢化など、行政を取り巻く環境は常に変化しています。

また、現在の地方自治の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を住民に身近な地方自治体に出来る限り移し、地域自らがその実情に即した行政運営を主体的かつ効果的に展開していくことが求められています。

こうした動向に迅速かつ的確に対応していくため、最小の経費で最大の効果をあげるという地方自治の原則を再確認しつつ、民間的な経営感覚と市民の目線に立った意識を持って、簡素で効率的な行財政運営を行っていかねばなりません。そこで、これまで進めてきた行政改革を一層推進し、更なる改革を進めていくため、本計画を策定します。

### 行政改革の経緯



## (2) 地方公共団体を取り巻く状況

地方分権改革は「地方分権改革推進法」等により地方自治体の自主性、自立性を高め、住民に身近な地方自治体が地域住民のニーズに対して素早く的確に対応できるよう、国から県、県から市へと権限が委譲されることになりました。国と市町村の関係も「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係になっていくことが示されましたが、その反対に、地方自治体も国や県に頼らず自己責任・自己決定により行財政を運営していかなければなりません。

その一方で、市民のニーズが多様化し増大する中、行政だけでそのすべてを行うことが出来なくなっています。地方分権社会の中で市民の参画を得ながら市民と行政とが「経営」の発想により、「協働」して、自らの判断と責任による効率的な行財政運営を実現する取り組みが求められています。

## (3) 新たな行政運営の必要性

これまで述べたように、社会の変化が著しく、最近の世界的な金融資本市場の混乱や、今後の国における税制改革の動向及び景気や金利水準の動向など、不確実なリスクに対し、袖ヶ浦市も対応しなければならないことはその例外ではありません。現在の状況では、財政力は今後弱まっていくことが必至となり、時代を生き抜いていく持続可能な行政の確立を図るためには、行政をスリム化するとともに効果的な行政運営を進め行政として真に必要なことを見極め、柔軟で力強い財政構造に転換する必要があります。

そこで市民から見た行政評価、行政のコスト意識、業務の成果に重点をおき、これまでの行政と市民との関係を見直し、限られた行政資源を総合的・効率的に活用するためには、市民の役割と責任はますます重要になってきており、市民と行政が協働するまちづくりをめざし、今後の課題等を的確にとらえ、行政サービスの質的向上への取り組みを展開することが重要となっています。

## 2 行政運営上の本計画の位置付け

本計画は、総合計画の着実な推進を図るため、市民と行政の協働を基本として、効果的・効率的な行政運営に計画的に取り組む行政改革の新たな指針として位置付けるものです。

### (1) 行政改革大綱としての位置づけ

本計画は、行政改革の具体的な取り組み内容を包括した「第5次行政改革大綱」として位置づけます。

### 3 計画期間

平成22年度から平成26年度までの5カ年とします。

本市の総合計画（計画期間：平成22年度～平成31年度）との調整を図り、総合計画と行政改革の取り組みを効果的・効率的に連携させていくことを目指します。

### 4 本市が目指す新しい行政運営

自治体の基本目的は、住民福祉の増進を図ることにあり、地域・情報・人材・財源・施設などといった行政活動・地域活動全般のための行政経営資源を効果的・効率的に活用し、最大の成果を生み出すことにより、市民満足度の向上を図っていくことが求められています。

今後、ますます多様化する市民ニーズに的確に応える市政を実現するためには、市民との協働を強化すると同時に、広がりを見せる市民の主体的な活動を支えることも必要です。

また、変化の激しい時代に、限られた人材・財源で安定的に市民ニーズに対応していくためには、変化に対応できる基盤・体制づくりも求められ、事業を遂行するにあたっては、「あれも、これも」と取り組むのではなく、「今、何を優先して取り組むべきか」を戦略的に考え、成果を重視することで、市民の満足度を高めていくことも重要となっています。

これからの行政運営のあり方について、本市の目指すべき方針として次の3つの柱を掲げ、制度や仕組みに踏み込んだ構造的な行政改革に取り組みます。

#### 『袖ヶ浦市の行政経営の基本理念』

市民との協働により 多様な資源を活用し  
市民満足度の向上を目指します。

## 《 取組みの柱 》

- 1 市民の視点に立った行政運営
- 2 機能的な執行体制づくり
- 3 安定した行財政運営の確立

### 5 取組みの柱

#### (1)市民の視点に立った行政運営

市民・事業者・市役所の役割分担を見直し、民営化・民間委託などの取り組みを進めるとともに、市民が満足できる地域づくりを目指します。

また、市政に関する情報を積極的に発信し、市民との情報共有を進めた上で、市民参加の拡大や市民意見の政策反映を進めていきます。

#### (2)機能的な執行体制づくり

市民ニーズの変化・多様化や各種の行政課題に対して迅速かつ的確な対応ができるよう、制度や組織の運営について簡素化・効率化の視点によるスリムで柔軟性のある執行体制の実現を目指します。

また、公務能率の向上を図り、政策形成能力と創造性を備えた職員を育成するために、積極的に職員の資質向上に取り組みます。

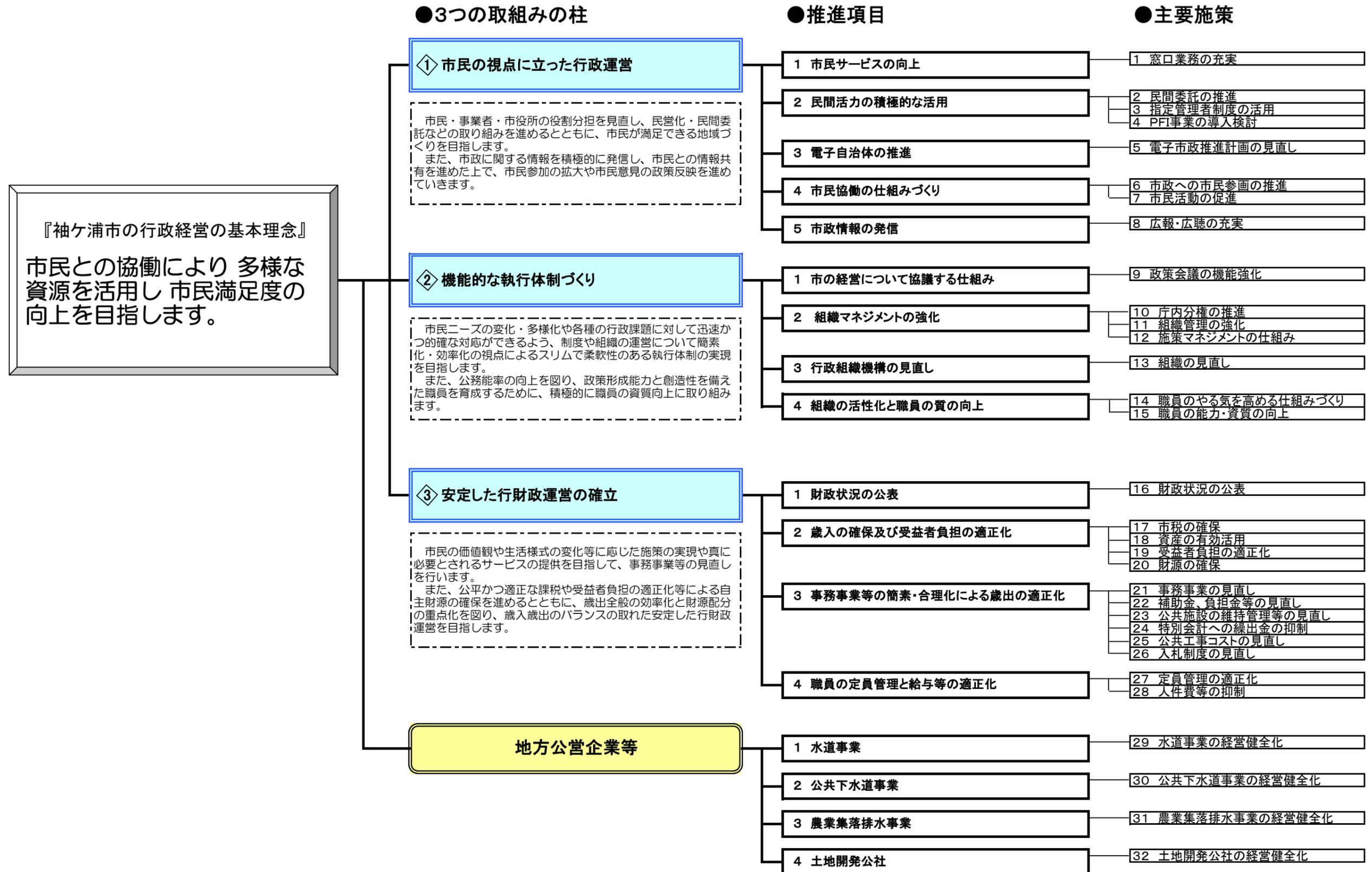
#### (3)安定した行財政運営の確立

市民の価値観や生活様式の変化等に応じた施策の実現や真に必要とされるサービスの提供を目指して、事務事業等の見直しを行います。

また、公平かつ適正な課税や受益者負担の適正化等による自主財源の確保を進めるとともに、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図り、歳入歳出のバランスの取れた安定した行財政運営を目指します。

## 6 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。



# 計画の推進項目及び主要施策

この章では、本市の行政経営の基本理念実現のために実施する、「市民の視点に立った行政運営」、「機能的な執行体制づくり」、「安定した行財政運営の確立」の3つの取組みの柱ごとに推進項目及び主要施策を表します。

## 1 市民の視点に立った行政運営

### 1 市民サービスの向上

市役所窓口等における市民サービスなどについて、市民の立場に立った見直しを行い、利便性の更なる向上に取り組みます。

	主要施策名	内 容
1	窓口業務の充実	ワンストップサービスを目指した総合的窓口の開設など市民サービスの向上を図る施策を展開します。

### 2 民間活力の積極的な活用

業務や公共施設の運営管理等について、費用対効果等の視点から、民間委託や指定管理者制度の導入などにより、多様な民間活力を積極的に活用し、民間手法を活かしたサービス水準の向上と行政コストの縮減を図ります。

#### (1) 民間委託の推進

事務事業を効率的に執行するため、特定の業務や定型的な業務について、民間委託の可能性を検討し、公民のコストとサービス面を比較した上で、民間委託の推進に取り組みます。

	主要施策名	内 容
2	民間委託の推進	自動車運転手の民間委託を引き続き行うとともに、民間委託の可能性のある事務事業を洗い出し委託化を推進します。 <small>平成23年2月一部改正 「自動車運転手、学校等事務補助員の民間委託を……」</small>

#### (2) 指定管理者制度の活用

公の施設について、個々の施設の特性に応じて、指定管理者制度への移行と直営で実施していく場合との比較検討を行い、施設の設置目的を最大限に発揮して効果的・効率的な管理運営を推進する観点などから効果が高いと考えられる施設については、順次、指定管理者制度の活用を図ります。

	主要施策名	内 容
3	指定管理者制度の活用	指定管理者制度を導入していない施設について、再度検討を行い効果が見込める施設について導入を進めます。

### (3) P F I 事業の導入検討

公の施設の設置・改修については、P F I 事業の活用を検討したうえで事業の推進に取り組めます。

	主要施策名	内 容
4	P F I 事業の導入検討	先進自治体の P F I 事業の実施状況や法制度の環境整備状況を踏まえながら P F I 制度の導入に向け検討を行います。

## 3 電子自治体の推進

行政の効率化を実現するとともに、多様化する市民のニーズに対応していくため、業務とシステムの最適化を検討し市民満足度の高い情報システムの構築を目指します。

また、市民の個人情報や行政情報を保護するための対策を強化し、情報セキュリティ対策の向上を図ります。

	主要施策名	内 容
5	電子市政推進計画の見直し	計画期間の満了に伴い、電子自治体の構築に向けた目標を明確にした上で、既存計画を見直します。

## 4 市民協働の仕組みづくり

市民ニーズが多様化している今日、行政だけが公共サービスを担うのではなく、市民・N P O ・コミュニティ組織・企業など多様な主体がサービスの担い手となり、連携してまちづくりを推進していく必要があります。

市では市民が自ら、まちづくりの担い手として、積極的な行動をすることができるような市民活動の支援や枠組みづくりなどの検討を行い、市民との協働を促進します。

### (1) 市政への市民参画の推進

市政への参画を進めるため、計画策定段階での市民参画の機会を充実させるとともに、自治基本条例などの枠組みづくりについて検討を進めます。

	主要施策名	内 容
6	市政への市民参画の推進	市民の市政への参画を促進するため、各種審議会への市民参加を進める他、自治基本条例の制定について検討を進めます。

## (2)市民活動の促進

NPO、ボランティアの育成を図るとともに、その活動を支援し、市民の自主的なまちづくり活動の促進を図ります。

	主要施策名	内 容
7	市民活動の促進	NPO組織やボランティア団体などの市民活動の促進と市民と行政の協働関係の確立を図るための仕組みづくりを検討します。 また、これまで行われてきた市民活動をさらに支援し市民の自主的なまちづくりを促進します。

## 5 市政情報の発信

市民の行政への参画を進めていくには、その前提として、市の政策また市の現状について、幅広い市民の理解と協力が必要であるため、市の情報を積極的に発信していくとともに市民の意見を広く市政に反映させるため、広報と広聴の充実を図ります。

	主要施策名	内 容
8	広報・広聴の充実	市政への理解を得るため、市政情報の発信の充実と市民との対話の機会の確保に努めます。

## 2 機能的な執行体制づくり

### 1 市の経営について協議する仕組み

まちづくりの総合的観点から、市の行財政運営、政策方針について、協議検討し、意思決定する仕組みを充実させトップマネジメント機能の充実を図ります。

	主要施策名	内 容
9	政策会議の機能強化	政策会議において、市の方針及び重要施策等について、十分な審議・検討を行いトップマネジメントを補助し、また各部局間の総合調整・連絡調整を密に図り効率的な行政運営に努めます。

### 2 組織マネジメントの強化

市民により近い各部門においては、社会経済情勢の変化や市民ニーズに対応した素早い意思決定や柔軟な対応が求められています。

また、諸課題を適切に判断し、現場の創意工夫により解決していくことも必要となっています。

このため、各部門のマネジメントに必要となる経営資源の配分権を各部門に付与し、その責任者である部長や課長のマネジメント権限の強化を目指します。

#### (1) 庁内分権の推進

部のマネジメント機能を高め、各部の主体性と自己責任を充実・確保し、現場の創意工夫による柔軟な事業執行と市民ニーズへの迅速な対応を図ります。

また、課題等への迅速な対応や、部長・課長がより適切な判断を行うことができるよう、人事管理、組織編成、予算編成等の権限委譲についても検討し、庁内分権の推進を図ります。

	主要施策名	内 容
10	庁内分権の推進	市民ニーズにより柔軟に対応するため、各部が主体的に施策・事業の見直し及び創意工夫に取り組めるよう、職員・人員配置、組織改変、予算編成などの権限の委譲を進めます。

## (2)組織管理の強化

部、課、班の各レベルで運営方針を明確にしたうえで、対話・コミュニケーションを重視し、目標や課題を職員間で共有しながら改革を自律的に進めていきます。

また、職員に対する不当要求への対応や、職務執行の公正さを確保する職員倫理を明確にするための規程等の検討を進め、職員に対するリスクマネジメントを強化します。

	主要施策名	内 容
11	組織管理の強化	部の運営方針の協議・検討を行うために部運営会議を組織します。また、目標管理制度により、部・課・班の各レベルでの運営方針を明確にし、事務事業の推進を自立的に進めます。さらに、不当要求への対応、職員倫理を明確にする規程等の検討を進めリスクマネジメントを強化します。

## (3)施策マネジメントの仕組み

行政評価におけるPDCAサイクルと目標管理制度を確立させ、事業の選択や実施方法の見直しを進め、効率・効果的な事業展開を図ります。

	主要施策名	内 容
12	施策マネジメントの仕組み	行政評価制度などにより、効果的・効率的な行政運営を進めます。

## 3 行政組織機構の見直し

社会経済状況、制度改正及び市民ニーズの変化等を的確に捉え、市民の視点に立ってその利便性などに配慮したわかりやすい組織編成に努めるとともに、組織の新設にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、簡素化・効率化を図ります。

	主要施策名	内 容
13	組織の見直し	国、県の動向を注視し、市政を取り巻く社会情勢に即応し市民の利便性が高く、スリムで効率的な執行体制の実現を目指し、組織の見直しを進めます。

#### 4 組織の活性化と職員の質の向上

行政資源を利用して事業を行い、行政サービスの提供にあたるのは職員で、行政サービスの質は、職員の能力と意識に左右されます。このため、職員一人ひとりが自らの使命を自覚し、市民の立場になって考え、課題を発掘し、解決していく職員の育成に努めます。

##### (1) 職員のやる気を高める仕組みづくり

現行の勤務評定制度を活用するなどして、適材適所の人材配置、的確な昇進管理の実現と人材の発掘、職員の育成と自己啓発意欲の喚起を図る人事評価制度の確立を目指します。

	主要施策名	内 容
14	職員のやる気を高める仕組みづくり	人事評価制度の改革などにより適材適所の人材配置や自己啓発意欲喚起のために表彰を行うなどし、職員のやる気の向上に努めます。

##### (2) 職員の能力・資質の向上

地方分権において、自己責任・自己決定に基づく行政運営が求められているなかで、限られた行政資源の中で多様な行政需要に的確に対応するために、職員が自ら考え行動するとともに、コスト意識、スピード意識、改革意識の高い職員の育成に努めます。

	主要施策名	内 容
15	職員の能力・資質の向上	職員研修計画に基づき職員の資質向上を図るため、職場研修・職場外研修などの研修機会と内容の充実を図る。また、職員個々の持つ知恵、知識・経験・ノウハウを組織として共有化し組織の総合力を高めるための仕組みづくりを構築します。

### 3 安定した行財政運営の確立

【袖ヶ浦市総合計画施策指標の目標値（目標年度：平成31年度）】  
実質公債費比率5%以下、経常収支比率80%以下

#### 1 財政状況の公表

健全財政を維持していくためには、各種施策について、市民の理解と協力を得る必要があります。これにより市民との協働を高め、より安定した行政運営が可能となります。このために、市の財政状況の公表に努めます。

	主要施策名	内 容
16	財政状況の公表	これまでに行ってきた市の財政状況の公表をより充実させ、より透明性の高い財政運営に努めます。

#### 2 歳入の確保及び受益者負担の適正化

市民のニーズに安定的、継続的に対応して行政サービスを提供していくための強固な財政基盤を確立していくためには、歳入規模に見合った財政構造への転換を図るとともに、歳入の確保に最大限努力する必要があります。

このため、税収の確実な収納と受益者負担の適正化、税外収入の見直し等を推進し、自主財源の確保に努めます。

##### (1) 市税の確保

本市の歳入の根幹となる市税収入を確保するため、引き続き課税客体の正確な把握と確実な徴収に努めます。

収納において、滞納繰越の未然防止を徹底するため、滞納整理強化月を設定し、早期の取組みの強化を図ります。

この他、市税収入の維持・増加を図るため措置を行います。

	主要施策名	内 容
17	市税の確保	市税収入を確保するため、適正な課税と収納対策を進めていきます。さらに、税収の維持・増加を図るため措置を講じます。

## (2)資産の有効活用

行政目的として活用が見込めない公有財産（土地）について、積極的な処分又は貸付け等の有効活用を図ります。

また、基金については、その設置目的に沿った有効活用を図ります。

	主要施策名	内 容
18	資産の有効活用	公有財産について、民間への賃貸、売却等の可能性を検討し有効活用に努めます。

## (3)受益者負担の適正化

使用料・手数料など市民負担については、サービスに要するコストの縮減に努めるとともに、負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、サービスに応じた適正な水準での設定・見直しに努め、負担の適正化に努めます。

	主要施策名	内 容
19	受益者負担の適正化	負担の公平確保や受益者負担の原則に則り定期的に見直しを行ない、受益者負担の適正化に努めます。

## (4)財源の確保

税を除いた自主財源の歳入確保に向けて引き続き努めるとともに、新たな工夫などを検討していきます。また、国県補助金等の特定財源の確保に引き続き努めます。

	主要施策名	内 容
20	財源の確保	自主財源を確保するため広告事業を行うほか、財源確保のため更に研究を行います。また、事業の実施に当たり、国県補助金等の特定財源の確保に引き続き努めます。

## 3 事務事業等の簡素・合理化による歳出の適正化

市が提供する各種サービスについて、近隣自治体の動向、国県の補助金の状況、また、実施しなかった場合の市民生活に及ぼす影響、市民ニーズ、事業開始時の目的使命の達成度、社会経済状況の変動などを見極めて、各種サービスの見直し・適正化を推進します。

### (1)事務事業の見直し

現在行っている事務事業を点検し、目的の明確化と必要性や効果等について検証し、事務事業の廃止、縮小及び統合など整理合理化を進めていきます。

	主要施策名	内 容
21	事務事業の見直し	事務事業の目的の明確化と必要性や効果等について検討し、事務事業の廃止・縮小・統合など整理合理化を進めます。

## (2)補助金・負担金等の見直し

現下の目まぐるしく変化する社会経済環境を踏まえ、その補助金・負担金等の目的や内容を明確にするとともに、妥当性、必要性について検証を行い、支出の適正化を図ります。

	主要施策名	内 容
22	補助金、負担金等の見直し	補助金、負担金等の調査と問題点の洗い出しを行い制度を見直しし、削減します。

## (3)公共施設の維持管理等の見直し

本市保有の公共施設について、その資産の老朽化等の現状を把握するとともに、その管理運営体制を見直し、中長期的視点から効率的な維持管理と再配置等を推進します。

	主要施策名	内 容
23	公共施設の維持管理等の見直し	公共施設の効率的な維持管理と管理運営体制に努めるとともに施設の民間委譲や再配置等について検討します。

## (4)特別会計への繰出金の抑制

一般会計から特別会計への繰出金の抑制に努め、一般会計に負担軽減に努めます。

	主要施策名	内 容
24	特別会計への繰出金の抑制	各特別会計における独自収入の確保や経費節減等を図ることにより、特別会計に対する一般会計からの繰出金の抑制に努めます。

## (5)公共工事コストの見直し

公共工事の効率的な執行を図るため、計画的なコストの縮減等を図ります。

	主要施策名	内 容
25	公共工事コストの見直し	平成 14 年度策定の公共工事コスト縮減計画を継続させ引き続き、縮減項目を管理します。

## (6)入札制度の見直し

透明性の確保、公平な競争の推進、適正な施工の確保及び不正行為の排除のため、入札制度の改革を推進し、公共工事のコストの縮減を図ります。

	主要施策名	内 容
26	入札制度の見直し	電子入札の実施、総合評価落札方式の検討・導入を進めます。

#### 4 職員の定員管理と給与等の適正化

義務的経費である職員給与費等の人件費が財政硬直化の一因となることから、効率的な行政運営を図るため、定員管理等の適正化に努めます。

##### (1)定員管理の適正化

職員数の管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、市として対応すべき行政の範囲、行政サービスの内容や手法等を改めて見直しながら、定員管理の適正化に努めます。

	主要施策名	内 容
27	定員管理の適正化	類似団体別職員数値などとの比較による現状分析を行い、定員適正化計画を策定し、職員数の適正化に努めます。

##### (2)人件費等の抑制

本市では、これまでも給与の適正化に努めるとともに、人件費の抑制を図ってきたところですが、職員の給与制度については、市民の納得と支持が得られるような制度運用、水準の適正化等が求められており、このため国における給与制度改革等の動向を見据えた上で、社会経済情勢や近隣各市の実態を考慮しながら、給与の適正化を引き続き推進し、人件費の抑制に取り組みます。

	主要施策名	内 容
28	人件費等の抑制	国のめざす公務員給与改革の趣旨をふまえて、民間との格差是正を図り、市民から理解の得られる給与体系の構築に努めます。また、職員の福利厚生制度についても、適正化に努めます。

# 地方公営企業等について

水道事業並びに農業集落排水事業を含む公共下水道事業の特別会計は、独立採算を原則に収入の確保を図るとともに、計画性、透明性の高い企業経営を推進するため、経営計画の策定、業績評価の実施、情報の開示を行い、より一層の経営健全化に努めます。

## 1 水道事業

### (1) 経営の健全化

平成14年6月に料金を改定して以来、平成20年度では初の赤字決算となりました。これは、地震に強い水道を目指し、老朽管更新の他、3つの浄水場の改修を行った結果、減価償却費と支払利息が増えたためです。水道事業の経営の安定化については、近隣市水道事業との広域化に向けての検討を進めるとともに、財政状況と事業費のバランスを考えつつ、長期的な視点に立って、安心できる水道水を安定して供給できるよう努めます。

	主要施策名	内 容
29	水道事業の経営健全化	水道事業の経営状況を公表するとともに、中期経営計画による取組みを進め、歳入の増加、歳出の抑制により経営の健全化に努めます。

## 2 公共下水道事業

### (1) 経営の健全化

平成10年における下水道使用料金の改定後、10年が経過しているが、その間の使用料単価はほぼ横ばいの状態で推移しており、先行して投下した資本の回収もままならない状況にあります。

今後は、下水道経営の現状を常に把握・分析し、展望を作成、開示しながら市民の理解と協力により経営基盤の強化及び健全化に努めます。

	主要施策名	内 容
30	公共下水道事業の経営健全化	公共下水道事業の経営状況を公表するとともに、中期経営計画による取組みを進め、経営の健全化に努めます。

### 3 農業集落排水事業

#### (1) 経営の健全化

現在の経営状況の把握と今後の経営方針の検討を行うため、経営診断を実施するとともに、自主財源の確保と維持管理費の削減、使用料の見直しや機能強化等補助事業制度の導入を検討し、経営の健全化に努めます。

	主要施策名	内 容
31	農業集落排水事業の経営健全化	農業集落排水事業の経営状況を公表するとともに、中期経営計画の策定を検討し、自主財源の確保と歳出の抑制により経営の健全化に努めます。

### 4 土地開発公社

「土地開発公社経営健全化計画」に基づき、保有地の早期事業化による買戻し、代替地、特定土地の民間売却などを進め、着実な経営健全化を図ります。

#### (1) これまでの取組み

土地開発公社は、市の事業推進のため公共事業用地を先行取得してきました。しかし、長期の景気低迷に伴う財政状況の悪化等を背景として、事業の延期や見直しにより公社の土地保有期間が長期化し、借入金の金利負担が重くなってきました。

このため、平成22年度を最終年度とする「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」の目標にあわせ、市への計画的な売却を実施してきました。市のホームページに計画の進捗状況や公社の土地保有状況等を掲載し、情報を公開することで経営の透明化を図っています。

また、保有地を資材置場等として貸し出すなど、有効活用に向け取り組んできました。

#### (2) 今後の取組み

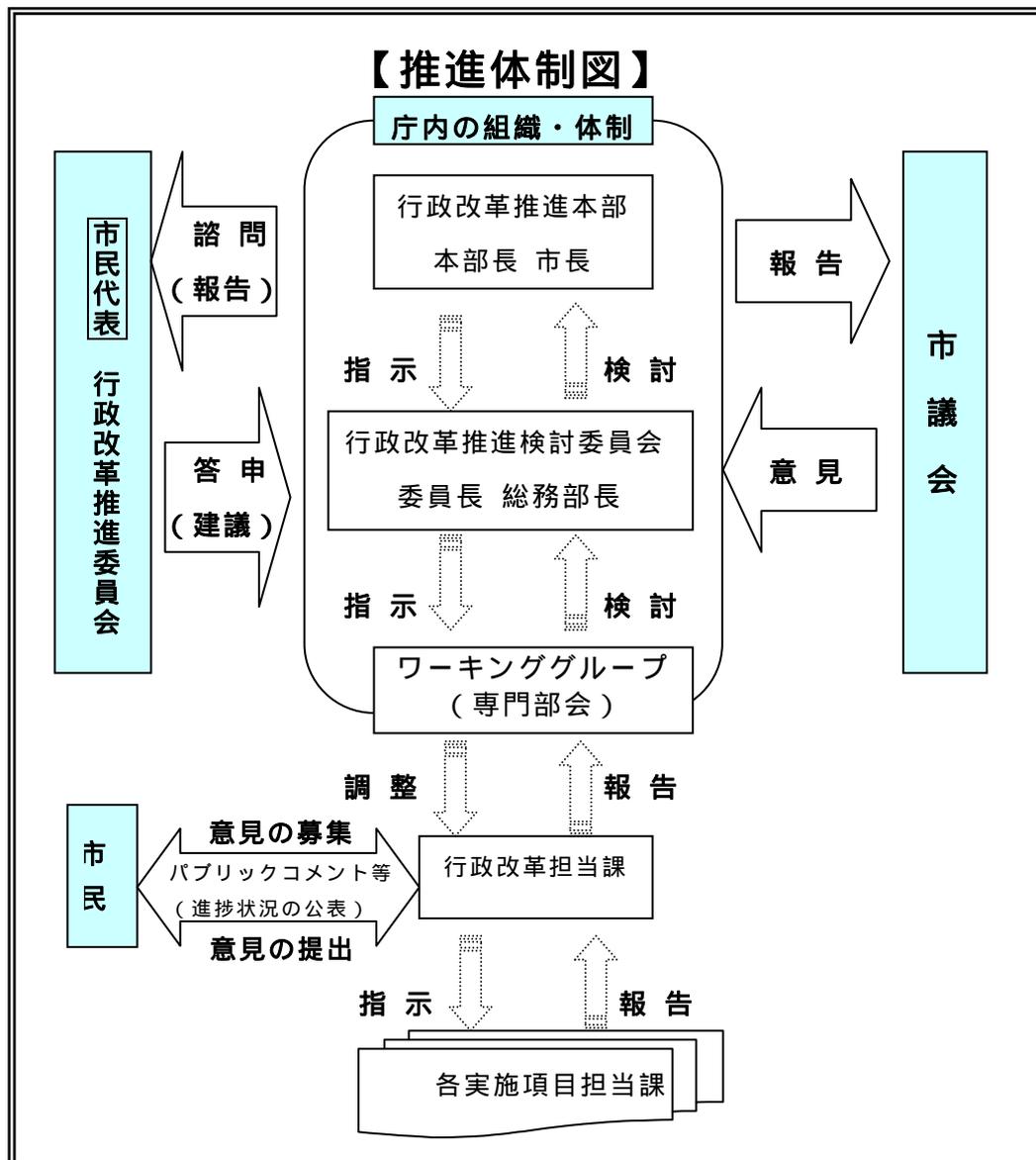
	主要施策名	内 容
32	土地開発公社の経営健全化	土地開発公社の経営の健全化に関する計画を進め、経営の健全化を進めます。

# 推進体制

## 1 計画の進行管理

本計画については、市長を本部長とする袖ヶ浦市行政改革推進本部において、毎年度、進行管理を行い、本計画に掲げた項目の全てを点検した上で、必要があれば是正の措置を講じます。

また、市民及び学識経験者等で組織する「袖ヶ浦市行政改革推進委員会」に各年度の進捗状況を報告し、意見をもらうとともに、行政改革推進における重要事項の調査・審議を行います。



## 2 計画の進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、毎年度市民に対して公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

公表に当たっては、市のホームページ等を利用し、よりわかりやすい公表に努めます。

# 用語集

## A ~ Z

### NPO (Non Profit Organization)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体の総称。このうち

「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

### PDCAサイクル(PDCAマネジメントサイクル)

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画（Plan）に活かすという経営管理の考え方です。

### PFI(Private Finance Initiative)

公共施設等の社会資本の整備について、民間事業者に委ねることが適切なものについては、官民の適切なリスク分担のもと、設計、建設から維持管理、運営等に至るまでの全部または一部に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、より効率的かつ効果的な公共サービスを提供する新しい事業手法です。

## あ行

### 一般会計

税収入を主な財源とする地方公共団体の根幹となる会計であり、市民サービスの大半を取り扱う、下水道特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計以外の会計の区分。いわゆる市の会計といえばこの会計を意味します。

### 公の施設

住民の利用に供するための施設で、住民の福祉を増進する目的で自治体が設置するものを指します。公園、市営球場、市民会館、図書館、公民館、福祉会館、道路、市営霊園などがこれに当たります。

## か行

### 義務的経費

支出が義務付けられ、任意に削減できない経費。人件費、扶助費、公債費が該当します。

## 行政経営資源

行政活動・地域活動全般のために活用する、地域・情報・人材・財源・施設などといったものを捉え総称したものです。

## 行政評価

市が実施する政策、施策、事務事業について、事前、実施中または事後に、一定の基準や指標をもって、妥当性や達成度及び成果を判定すること。限られた経営資源の有効活用、市民の視点に立った成果重視の行政経営の実現、市民に対する説明責任、職員の意識改革、組織の活性化等を目的としています。

## 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

## 公共サービス

広く社会全体に関する福利のために供するサービス（業務）。多くの公共サービスを行政が担っていますが、サービスによっては、市民、自治会、各種団体、NPO、企業等もサービスの担い手となります。

## さ行

### 「三位一体の改革」

地方分権の一環として国と地方との財源構造を改革する動き。国からの補助金の見直し、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲という三つの改革を同時に行うという意味で「三位一体の改革」と呼ばれています。

### 指定管理者制度

自治体が行う公の施設の管理手法の一つ。従来、公の施設の管理は、自治体の出資法人等にしか委託できませんでしたが、公共サービスの民間開放を進める観点から、平成15年6月に地方自治法が改正され、自治体が指定する「指定管理者」に管理を代行させることができるようになりました。

## 実質公債費比率

平成18年度から、起債（＝借金）の際に総務大臣等の許可が必要な「地方債許可制度」から総務大臣等に協議を行えばその同意の有無に関わらず起債を発行できる「協議制度」へ移行したことに伴い、これまで起債が制限されるかどうかを判定する基準として用いられてきた「起債制限比率」を見直した指標です。

起債制限比率は標準財政規模における普通会計の公債費（＝借金の返済）に充てられた一般財源の割合を示すものでしたが、実質公債費比率は、公債費の範囲が見直され、普通会計だけではなく、公営企業や一部事務組合がおこした起債の元利償還金に充てている普通会計からの負担金等も算入されることになりました。

この実質公債費比率が18%を超えると許可が必要な団体に移行し、25%を超えると一部の起債が発行できなくなります。

## 集中改革プラン

平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」の中で、全国の自治体に平成17年度中の公表を求めた、行政改革の具体的な取組を明示した計画。事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、経費節減等の財政効果等を中心に、平成17年度から平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく示すこととされています。

## 受益者負担の適正化

行政サービスのうち受益者が特定できるサービスについて、その受益者から一定程度の本人負担を徴収することをいう。使用料、手数料などが受益者負担の代表例とされる。特定の行政サービスを受けるものと受けない者との間での負担の公平性が図られる面もあります。

## 総合計画

地方公共団体が長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるもので、個別計画の上位に位置する「最上位の計画」です。あらゆる分野に関する目標や施策に言及した「総合的な計画」であり、さらに国・県が地域の計画として尊重し、行政のみならず地域の住民や企業・団体などの役割にも言及した「総体的な計画」です。

## た行

### 地方分権

国と地方公共団体との関係を主従関係から対等・協力の関係に変える動き。平成12年4月1日に施行された地方分権一括法が契機となったものです。

## 地方分権改革推進法

地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、平成 19 年 4 月 1 日施行された。施行後 3 年で効力を失う時限法。平成 7 年 5 月 19 日に施行された地方分権推進法で行われた地方分権を更に進める「地方分権改革」を行うための法律です。

## 特別会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。

## トップマネジメント

元々は、企業において企業全体の舵取りを行う最高経営陣による経営管理のことを指しますが、市では、市長・助役等組織の上層部が、基本政策や重要施策の企画・立案、総合調整を行うことです。

## は行

### パブリックコメント(意見公募)

市が政策等を決める場合、その案を広く市民に公表し、提出された意見・提案を参考に意思決定を行い、その検討結果とともに、提出された意見等に対する市の考え方をあわせて公表していく一連の手続き。この制度は欧米でも広く実施されており、わが国でも各省庁や地方自治体において、新しい市民参加の形、或いは間接民主主義を補完する直接民主主義の新しい形として導入が図られています。

## ま行

### マネジメント

運営管理（経営管理）。経営や運営について、組織だって管理することをあわらします。

## わ行

### ワンストップサービス

利用者の利便性を考慮し、複数の用件を 1 ヶ所の窓口で受け付けられる窓口サービスのことで。





## 袖ヶ浦市行政経営計画 [第5次行政改革大綱]

平成22年3月策定

袖ヶ浦市 総務部 行政管理課  
〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番1  
電話 (0438) 62 - 2111 (大代表)  
FAX (0438) 62 - 5916  
URL <http://www.city.sodegaura.chiba.jp/>  
e-mail [sode07@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode07@city.sodegaura.chiba.jp)

平成23年2月一部改正(9ページの一部)

「自動車運転手、学校等事務補助員の民間委託を…」を「自動車運転手\_\_\_\_\_の民間委託を…」に改正した。  
改正理由：学校事務補助員に係る業務内容については民間委託に適さないことから、市の直接雇用(臨時職員対応)としたため。